

平成27年2月定例記者会見要旨（平成27年2月3日開催）

1. 自治体の首長の権限を強化する改正地方教育行政法が4月に施行されるが、市長はどのように関与していくか。

教育委員会制度は、これまで政治的な中立性や継続性・安定性を確保し、多様な民意を反映する仕組みとして大きな役割を果たしてきたが、一方で、責任の所在の不明確さや閉鎖的体質、危機管理能力の低さ等を指摘する声もあった。このような背景のもと、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が昨年6月に公布され、今年4月から施行される。

この法改正により、教育長の教育行政の責任者としての立場が明確化され、また、市長の責任もより明確に定められた。具体的には、①教育長の任免、および②（教育委員会との協議の上、行う）教育の振興に関する施策の大綱の作成、③市長が主宰する総合教育会議（市長と教育委員会が協議・調整を行う場）の設置である。また、教育施策に関する予算の編成・執行、条例案等は、従来どおり市長の責任で行い、教育委員会と市長部局のより綿密な連絡・連携によって、教育行政を推進できるものと考えている。

本市は、これまでも学校特別支援員の配置や施設の耐震化等を行ってきたが、現在、地域住民の強い関心事にいじめ問題があると感じている。その解決に向けては、学校・家庭・地域間における連携強化を図り、地域社会全体で子どもを育む機運を高める必要がある。大綱でもそれについて触れていきたいと考えている。

また、昨年、自治体の首長30名程度で立ち上げた「教育再生首長会議」は、現在参加者が80名にまで拡大している。先日、代表23名で安倍首相を表敬訪問し、首相からも激励の言葉をいただいたところである。これまでに3回行った会議には下村文科大臣もご同席いただき、道德教育の大切さについてお話をいただいた。今後、他市町村等との意見交換も行いながら、坂出市の教育再生につなげていきたい。